

### **事前相談（都市計画グループ）**

- ・窓口で状況の聞き取り、手続きに関する説明を行います。
- ・職員による当該地の調査を行います。（現場確認、所在地、面積、所有者、営農状況、過去の農地転用の有無など）
- ・所有者及び農業従事者の状況確認を行います。（農家台帳への記載の有無、農業従事日数、他の従事者の有無、過去の買取申出の有無など）

※現地確認、農業委員会（総合行政委員会）との協議など、指定条件を確認するため、数日程度、期間を要する可能性があります。



### **生産緑地指定希望申出書の提出（都市計画グループ）**

- ・指定条件を満たしている農地等の、指定希望申出書を受け付けます。
- ・必要書類を添付した上で、指定希望申出書を提出してください。



### **農業委員会への意見照会（総合行政委員会）**

- ・当該地の生産緑地地区追加指定にあたり、農業委員会へ意見照会を行います。
- ・農業委員会の意見を踏まえたうえで、生産緑地地区の追加手続きを行います。



### **生産緑地地区の区域の指定について**

- ・指定希望申出が受理された農地等は、毎年 11 月頃に開催する大阪狭山市都市計画審議会の議決を得た上で、生産緑地地区の指定を行います。  
1 月 1 日から 5 月 31 日までに指定希望申出があった農地は原則当該年中に指定手続きを行い、6 月 1 日から 12 月 31 日までに指定希望申出があった農地は原則翌年中に指定手続きを行います。

### **税制措置について**

- ・1 月 1 日から 5 月 31 日までに指定希望申出があった農地は、原則翌年から生産緑地としての固定資産税評価になります。6 月 1 日から 12 月 31 日までに指定希望申出があった農地は、原則翌々年から生産緑地としての固定資産税評価となりますのでご注意ください。固定資産税評価の内容については、税務グループでご確認ください。
- ・相続税の納税猶予について、詳しくは税務署までお問合せください。